

議会における議員の「調査」について

議会における議員の「調査」について考えてみたい。横浜市議会事務局（議会事務局）は、議員のための情報誌として「市会ジャーナル」を年一〇回ほど発行し、同誌の二〇一四年度第四号「議会の調査権について」の法制レポートは秀逸である（市会ジャーナルは、前年の二〇一三第八回マニフェスト大賞「優秀成果賞」及び「審査委員会特別賞」を受賞）。

全国の議会事務局で常に話題となる、「議員に調査権はあるのか」について、同レポートでは、「議員個人に調査権を認めていないことは、議会が合議体の議事機関であるという性格から導かれるのではないかと考えます。合議体の機関であるからこそ、『議会』又は『委員会』で決定することにより調査が可能になる仕組みとしたのではないでしょう」とまとめられている。

一方、二〇一四年四月一日から施行された横浜市民議会基本条例では、議員個人への調査権を付与するまでの規定を設けることはできなかったが、資料請求等に係る市長等の対応について、第四条第二項において、「市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする」という規定を設けている。

行政職員は職務に忠実であるから、議員の要請に対しては、着実に資料が提供されることが期待される。一方、行政職員の立場からは、資料は必

要最小限にという意識が働くのも事実である。

ここで特に留意しなければならないのは、少数あるいは単独で活動する議員である。少数者という点で、本会議や委員会において、「効率的な議会運営」上、質問時間の面で不利な状況に置かれる場合があり、そのうえ、行政からの資料に限りがあるとなると、議員活動上限界を感じることも少なくないのではないだろうか。

そこで、このような不利な状況を打破するため、個々の議員が、「文書質問」を行うことはもちろんのこと、自治体の「公文書公開制度」を活用することも、議員の調査活動を支えるツールとなる。資料を要請して得られる（加工された）情報ではなく、自治体の政策形成過程等が記録された、あるいは、記録されていない文書（情報）を、公開請求をとおして議員自らの視点で分析していくことは重要である。行政側に要請すれば、必要な資料を入手できるのかもしれないが、さまざまな視点で自治体行政を監視するという意味では、同制度の活用も調査の一つの手段と考えるべきである。

また、議会図書室の有効活用も大切である。地方自治法第一〇〇条第一九項では、「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」ということで、議会図書室の規定がある（第二〇項は一般利用の規定）。

行政からの情報は、行政が保有しているという意味で行政の視点での情報であり、本来の議会の役割としては、行政から独立した情報源を持たなければ、行政の監視を適切に行うことができない。そのためには、議会図書室の整備が必須要件となる。

自治体議会には議会図書室が設置されているものの、休眠状態か、あるいは、置かれている図書類も最新のものでない状況が見受けられるなど、そもそも議会図書室の存在を重要視していないのではと思わざるを得ない。

広島県呉市議会では、常設の司書（嘱託職員）を配置することによるレファレンス機能の向上、市・県立図書館や広島修道大学図書館との連携を図り、議員の質問等に活用（二〇一六第一一回マニフェスト大賞「優秀成果賞」受賞）されているとのこと。これは、行政からの情報とは別に、議員自らの調査による情報の重要性を示すものである。

議会図書室の整備は、議会内での合意形成、そして、行政への予算要望など、いくつかの課題を乗り越えなければならないが、整備と言っても、議員の質問を支援できるよう、司書が在職するならばその技量を高める、あらたに公立図書館と連携するなどにより、現状の水準を上げることが可能な場合もある。合議制機関としての力を強めるためには、やはり、個々の議員の力を強めることが必要である。

「百聞は一見に如かず」である。議会の政務活動費や委員会視察を活用して、議会図書室について先進的な議会を訪ねることから始めてはどうだろうか。

へわたなべ かずみ・議会技術研究会共同代表、札幌市職員